

森契契第13号

令和7年4月23日

各位

森町 契約管理課長

入札に対する質問の回答について

このことについて、次のとおり回答します。

記

告示番号	森町告示 第37号 (令和7年4月1日)		
工事(業務)名	旧し尿処理施設解体撤去工事		
質 問		回 答	
1 本工事において、漁協との調整は必要となるのでしょうか。また、調整が必要となる場合は、発注者にて行っていただくと考えて宜しいのでしょうか。漁協との協議により工事の着工遅れ等により工期の延伸が必要となった場合、工期を変更することが可能でしょうか。ご教示願います。		1 漁協との調整は必要ありません。	
2 町の定める契約条項である、森町建設工事執行規則(平成29年4月1日改正)の別記書式の建設工事請負標準契約書式において、第40条(瑕疵担保)の「瑕疵」とは「種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの」をいうと考えて宜しいのでしょうか。また第40条第2項において「引渡しを受けた日から〇年以内」と年数が記載されていませんが、公共工事標準請負契約約款では原則二年以内とされていることから、二年でよろしいのでしょうか。ご教示願います。		2 見込みのとおり。	
3 現地確認の結果、発注仕様書第4節に記載されていない対象物が判明した場合、及び契約後に2025年4月1日付で森町ホームページに掲載された「令和7年4月1日告示 旧し尿処理施設解体撤去工事」入札関係書類01から10まで以外のものが配布され、工事内容が増加する場合は設計変更対象と考えていますがよろしいのでしょうか。ご教示願います。		3 基本的には、受注者の負担とする。ただし、想定外の事象については協議対象とする。	

質 問	回 答
4 「入札に対する質問について」（令和7年4月15日 森契契第7号）において、「工期の変更が認められるのはどのような場合でしょうか、ご教示願います」の質問に「特異な事象があった場合は協議する」と回答を頂いています。本工事において、平均降雪量を見込んだ工程表を作成しておりますが、天災、大雪等により施工が不可能となった場合は、協議して工期を変更することが可能でしょうか。ご教示願います。	4 工事期間は契約のとおりとする。 ただし、想定外の事象については協議対象とする。

(契約管理課契約管理係)